永山誠『福祉の深層海流』を読む

薗田碩哉

福祉文化学会の研究プロジェクトの1つとして2019年3月にスタートした「深読みプロジェクト」では、永山誠氏の問題提起に基づき、日本の社会福祉の底流を流れる「隠された意図」を深読みする作業を2年にわたって続けた。その成果は昨2021年11月に『福祉の深層海流一行政側の福祉の研究・縮刷版』として70数ページの冊子にまとめられた。そこで提示されたのは、行政側の福祉の源流に、太平洋戦争下の沖縄戦における少年兵「護郷隊」の地域戦略が流れ込んでいるという指摘である。突飛と言えば突飛な、常識に真正面から挑戦するような永山説には、当然、さまざまな疑問や批判が寄せられた。永山氏はそれらの論議を正面から受け止めて、ここから日本の福祉の深層にある「国家の思想」を掘り当て、改めて精緻に展開したのが2022年11月刊行の最終報告『福祉の深層海流一地域福祉の源流・公共哲学の源流』である。この本は「アネスト出版」が制作し、Amazonを利用したオンデマンド出版として刊行された。Amazonの書籍のページを検索すればすぐに見つかり、ワンクリックで購入することができる(消費税とも1980円)。以下、同書のエッセンスを見ていこう。

●社会福祉は「セキュリティ」を目的とする?

著者はまず、社会福祉士養成課程の教科書の1冊である『地域福祉の理論と方法』(中央法規出版、2015年)の冒頭に近い一節に注意を喚起する。そこには「あらゆる面で構造改革が問われている」現在、「福祉国家の前提となっていた要件が崩れ始めている」ので「ヒューマンセキュリティを考えざるを得なくなっている」と記されている。そのためには「行政と市民の共働による新しい福祉としての地域福祉」が必要で、その課題は「地域の普通の暮らしを妨げるものを生活課題ととらえ」、それへの対応を考えることだとする。ここには戦後確立した「権利としての福祉」という発想は微塵もなく、行政と住民がパートナーシップの関係を築いて「ガバナンス(統治)」を追求する新しい公共哲学の誕生がうたわれている。セキュリティ=秩序維持を目的とする公共政策の一環として行政側の地域福祉が位置付けられているのである。

戦後の福祉教育における地域福祉の考え方は、岡村重夫『地域福祉研究』1970年に代表される、人権を土台とする共生の思想であったはずだが、現在の教科書は岡村理論を地域福祉論の起源として位置づけながら、明らかにそれとは異質の「セキュリティ福祉」の発想を滑り込ませているというのが著者の見解である。著者はさらに、こうした福祉の変質の始まりが1974年に発表された自民党の「福祉社会憲章」(幹事長私案)にあるとする。そこに書

かれている「個人の努力」を出発点とする福祉政策観は、はるか半世紀後の菅元首相の「自己責任論」と「自助―共助―公助」論に至るまで自民党の基本政策として連綿と生きていると言うのである。

●「権利としての社会福祉」はどこへ行った

無謀な戦争による膨大な人命の損失と国土の荒廃という代償を払って、戦後日本は人類 共通の資産としての民主主義社会を基盤とする国づくりを始めた。すべての人が等しく享 受する「人権」を柱にした新憲法を制定、それを土台に政治や教育や福祉や地方自治の新し い形態を作りあげていく。1950年の社会保障制度審議会は、新日本の社会保障の土台とし て「権利としての社会福祉」という位置づけを明確にし、これは政府一労働者一使用者(政 労使)が共有した社会福祉の原則となり、今日までゆるぎなく堅持されてきたはずである。

しかし、著者による注意深い検討によって、表向きの原則と実際の政策の間のずれが少しずつ広がっていることが見えてくる。社会保障審議会は 1995 年にも勧告を発しているが、そこには、今後ますます高まる「人権に基礎を置く社会福祉への要望」に対応して「構想を新たにした理念と原則にたって、体系的・整合的な再構築が行わなければならない」と記されるにいたる。この文言は抽象的でわかりにくいが、人権型の福祉からの転換が目指されていることは確かに読み取れる。

この勧告が具体化されたのが、2012年の「社会保障改革推進法」と称される一連の法律である。そこでは「権利としての社会福祉」をできるだけ抑止し、社会の安全を図る予防対策としての地域福祉の役割が見え隠れしている。それは自己責任を出発点に、地域住民の相互扶助を奨励し、ぎりぎり最後のところだけは政府が救済するという、自助一共助一公助論に他ならない。

●ゲリラ戦を支える民衆の協力

太平洋戦争の折に、唯一、地上戦が行われたのは沖縄であり、住民を巻き込んだ悲惨な戦闘が展開された。その折、正規軍とは別に、軍の諜報機関として知られた「陸軍中野学校」の出身将校が沖縄の少年たちを集めた「護郷隊」を組織し、ゲリラ戦を行ったことが明らかにされている。著者はたまた沖縄戦の最暗部とも言えるこの少年ゲリラ兵に焦点を当てたドキュメンタリー映画『沖縄スパイ戦史』(大矢英代監督、2018年)を見て触発され、関連する書籍を読んで、当時、中野学校が編纂した『国内遊撃戦の参考』という文書に行きつく。これを読んで著者は、ここにこそ政府のいう地域福祉の原点があるという確信を持つに至る。著者の指摘を見よう。

「***の成否は、民衆の動向に懸かること大にし、民衆がよく組織されて、***のため 総動員の実をあげ得るに至れば、***の遂行上きわめて有利なり。これがため***は、 あらゆる手段を尽くして、所在住民を指導援助し、もって***の結成を促進せしむること に努力せざるべからず」 『遊撃戦の参考』では***の部分には、遊撃戦一防衛一遊撃部隊一民衆戦線という語が入っているが、***に地域福祉一福祉政策一行政一社会福祉協議会などの語を代入すれば、それはそのまま現在、政府が進めようとしている地域福祉政策そのものではないかと著者は指摘する。太平洋戦争時の日本軍は、それぞれの軍の「自己責任」を強調し、補給よりも現地調達一食糧や資材の略奪を旨としていた。人的資源も可能な限り現地の住民を組織して戦闘に当たらせようとした。この方針が国内においても貫かれたのが沖縄戦であった。それは「本土決戦」を呼号していた軍がやがては本土においてもゲリラ戦を展開する予行演習にもなっていたというのである。平時の福祉活動においても同様に「自己責任」を振りかざして、現地の人々の自助と共助を促すのがこの国の常套手段だというわけだ。

●政府と財界の長期的な福祉戦略

沖縄戦と戦後の福祉政策とのつながりという著者の指摘は、いささか牽強付会の感があるとは誰しも感じるところだろう。そこで著者は、戦後社会の最深部に探りを入れる。そこで注目されるのは 1970 年に起こった小説家・三島由紀夫による「改憲クーデター」事件である。三島は市ヶ谷の自衛隊駐屯地に乱入して自衛隊員に呼びかけ、改憲して天皇体制に戻すことを訴えた後、割腹自殺を遂げるのだが、その背後の事情を自衛隊調査学校副校長だった山本舜勝の著書によって明らかにする。三島や山本らは天皇中心の国家を目指す改憲の方法について様々な検討を続けていたのだが、短期決戦を望む三島らは一気にクーデターに打って出てあえなく失敗してしまう。山本は財界四天王と呼ばれた桜田武とともに長期戦略派で、息の長い計画の下で、少しずつ国民を改憲に向かわせる作戦を実施しようとしていた。山本は戦前の陸軍中野学校の教官であり、戦後も自衛隊で、心理情報戦の戦略と戦術を作り上げこれを担う部隊を育てた最重要の人物である。こうした人脈を通じて、戦前の「護郷隊」の思想にもとづく 1980 年代以降の「心理情報戦の長期戦略」が進められているというのが著者の見立てである。

財界の巨頭だった桜田武は 1974 年に日本経済調査会において「福祉とは何か」をテーマとする研究委員会を立ち上げ報告書を作成している。それには社会福祉の役割を見直し、福祉は社会的アノミー (無秩序)を防止することにあると規定した上で、もろもろのアノミーに対応するには経済的な支援では限界があり、新たな価値体系に基づく社会秩序の確立 (価値福祉)が必要だとしている。これは同年に発表された自民党の「福祉社会憲章」(前述)に具体化された思想である。

翌 1975 年には総合研究開発機構 NIRA の大規模プロジェクトが組織されて、21 世紀を 念頭に置いた国家のあるべき姿として「危機管理型総合的安全保障(セキュリティ)体制」 が打ち出され、この報告を踏まえて閣議決定された「経済社会 7 ヵ年計画」(1979 年) は「価 値ある生存の確保一総合セキュリティの発想」を国家思想として採用した。この段階で、戦 後の国民の「権利としての福祉」は、国家の安全のための「セキュリティ福祉」に書き換え られたのである。

●社会の危機管理策として福祉がある

前述の閣議決定以来、政府と自治体の中でじわりじわりと「権利としての福祉」の後退が進められてきた。1980年の『経済白書』は「福祉国家の終焉」を宣言し、81年には第2臨調による「行革」が開始されて福祉の削減が図られていく。自治体の中でも東京都は1983年から社会福祉審議会において福祉見直しの論議を始め、86年には既存の社会福祉制度の継続は難しく、サービス提供の仕組みの大転換が必要だという答申をまとめた。以後、福祉サービスの有料化や民営化が着々と進められる。1990年にはこうした発想のもとに福祉関連8法の改訂が行われ、厚生省(当時)の「社会福祉基礎構造改革」が打ち出される。

著者は社会福祉士養成の教科書類が、こうした社会福祉の大転換を含む歴史的な経緯についてほとんど触れていないことを指摘する。福祉系の研究者の論文においても、これらの論点を取り上げたものは著者自身のものを除けばないに等しい。資料は存在するのにあたかも「ブルーシートに覆われて」目に入らないようにされているようだと著者は言う。

なお、「福祉文化」という語が、行政の文書の中に初めて登場するのは、1989年の東京都の報告書の中だという点にも注目したい。そこでは「住民の積極的な参加による福祉の文化の創造」という課題が上げられているが、これは地域福祉計画の策定にあたって住民の参加を求めるものの、福祉の目標を決定する権限が市民にあるわけではない。住民に責任を負わせ、それを受容して喜んで行政に協力するような「文化」を育てることを説いている。

ちょうど同じ年に一番ケ瀬康子による「日本福祉文化学会」が誕生している。一番ケ瀬が「福祉文化」という用語のもとで考えていた「福祉文化」は、こうした行政側の福祉文化とは鋭く対峙し、自由と人権を土台にした福祉領域における豊かな文化創造を目指していたことは言うまでもない。福祉文化の研究者と称する人たちは、「福祉文化」をめぐる、この根本的な対立を認識して、自らのテーマを吟味する必要がある。

「地域福祉」という用語にしても、岡村「地域福祉論」は、市民の実践から生まれる福祉 改善モデルを創出し、これを政府・行政に提案して福祉の内実を豊かにしようという論だっ たが、行政の地域福祉論は、市民から政府へというのではなく、政府から市民へという真逆 の方向性を持ったものであることに著者は注意を喚起する。粘り強く続けてこられたこの 福祉転換政策の背後には、山本舜勝の主張していた住民への「心理情報戦略」が脈々と生き ているというのが著者の「深読み」である。

●21世紀の福祉はどうなる?

2008 年に厚生労働省は『地域における「新たな支え合い」を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉』という報告書を出している。そこには新たな福祉の課題として「普通の生活を妨げるものへの《対処》」という驚くべき政策が打ち出されている。確かに地域福祉の役割を「セキュリティ」に求めるなら、地域の安寧を脅かすものを監視し、見つけたら通報し、それへの的確な対処を行なってこそ、安全で平和な地域生活を確保することが必要に

なるというのだろう。しかし、それでは支え合いどころか、住民相互の不信感をあおり、人 のつながりを監視し断絶させる「絆なき社会」が進行するのではないか。

この延長上に、日本学術会議社会福祉学分科会による提案「社会的つながりが弱い人への支援のあり方について」(2018)がある。その報告書はご丁寧にも、これらの活動を円滑に進める装置として「福祉署」なるものの設置を提案する。これは独立した専門機関で市町村に広域で設置し、警察署や消防署と連携しながら、緊急支援の第一線機関と位置づけるというのである。行政の描く「地域福祉」と「福祉文化」は、オーウェル的な超管理社会を志向しているかのようである。

永山氏が読み解いてきたこの国の福祉の深層は、第二次大戦の敗戦を機に、我々が希望を 託してきた基本的人権に基づく民主主義社会からはるかに遠い思想と志向によって動かさ れてきた。これに対して我々はどのような社会福祉観、福祉文化観をもって対抗すればよい のだろうか。永山氏はそれについて、「生活の連帯」と「人間の尊厳(自由と自己決定)」の 2つを統一する視点を持つことがどうしても必要だと述べている。評者は加えて、日本人の 生活の伝統の中から改めて相互扶助の実践や独自の福祉文化(と見なせるもの)を救い上げ、 また明治以降の近代化過程でそれなりに積み上げられて来たヒューマンな福祉実践を掘り 起こして、日本の社会福祉史の欠落や歪みを正すことが大切だと考えている。

永山史の論考は、発想の独自性や目配りの良さ、徹底した資料の読み込みにおいて余人の 及ばないものがある。ぜひ、本書を手に取って、その刺激的な内容に触れてほしい。

なお、永山氏の論考は「深層の深層」とでもいうべき、日本古代以来の「ミソギ・ハライ」の思想に触れ、問題提起を行なっているが、これについて評者は「まだ、よくわからない」のが実相であり、紹介することができなかったことをお詫びする。興味のある方は本書に直接当たっていただきたい。